愛知県行政書士会東三支部

豊橋市農業委員会・農業企画課との懇談会記録

作成者　企画部員　山本真基

1、日時　　平成 28 年 9 月 27 日　午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2、場所　　豊橋市役所東館 8 階　83 会議室

3、出席者

農業委員会

事務局長	鈴木　孝昌
主　幹	及部　祥宏
主　事	恒川　照崇

農業企画課

主　査	福井　恒央
主　事	佐藤　洋介

愛知県行政書士会東三支部

支部長	市川　雅敏
企画担当副支部長	青山　貴洋
土地利用部会部会長	渡邉　茂
土地利用部会副部会長	船間　章慎
企画部員	山本　真基（記録係）

4、懇談会次第

司 会 土地利用部会副部会長　船間 章慎

① 開 会　土地利用部会部会長　渡邉 茂

② 農業委員会事務局長挨拶　農業委員会事務局長　鈴木 孝昌

③ 農業企画課主幹挨拶　農業企画課主査　福井 恒央

④ 行政書士会支部長挨拶 支部長 市川 雅敏

⑤ 懇 談

■要望事項について（別紙「要望事項について（依頼)」を参照）

２　３条許可申請について

（５）３条許可申請において、譲受人が豊橋市外にも農地を所有している場合、その方の所有農地及び耕作状況を正確に把握したいため、市外の農地の案内図も添付していただきたい。

■窓口業務について

質疑：農業委員会事務局の窓口対応について、許可申請の際に行政書士登録証若しくは補助者証の確認はどの程度しているのでしょうか。

応答：相談や申請で窓口に頻繁に来る行政書士、補助者の方については顔を知っているので信頼の上で手続きを進めています。そうでない代理申請の方については一応、行政書士登録証、補助者証の提示を求めています。

質疑：行政書士以外ではどのような方が窓口に来られることが多いですか。

応答：最近は太陽光パネルの業者が多い。事前協議はパネル業者が行い、申請時は本人申請で書類を出してくることがあります。申請時に本人が窓口に来ないケースもあるので、次回からは書類の受付はしないという指導はしています。

質疑：行政書士会からの要望として、今後も無資格者による不正な申請を防止するために職員の方が申請時に確認する添付書類チェックシートに誰が申請書を提出したかがわかるよう、提出者確認欄を設けてはいかがでしょうか。

応答：チェックもしやすくなると思うので、参考にさせていただきます。

■意見交換

質疑：農地審査会の際、申請内容をあまり理解されていないと思われるような質問をされる農業委員の方がたまに見受けられますが、どの程度書類に目を通し、理解されているのでしょうか。

応答：農業委員の方へは書類説明会の際に申請の内容を説明し、現地調査に行ってもらっていますが、申請書には個人情報が含まれるので、書類一式を持ち出すのではなく、現地案内図、計画平面図等の図面類のみを持ち出しています。農業委員が現場で考慮することは、転用による日照、排水等の周辺農地への影響が主となります。法改正があり、農業委員の人数も減る予定なので益々農業委員の方の質の向上が求められます。

質疑：農業委員の方が審査会時にチェックを入れている質問票がありますが、申請者が的確に質疑応答をする準備ができるよう、行政書士会に当該質問票の内容を提示いただけないでしょうか。

応答：質問票の内容については許可基準に沿った一般的な内容であり、内部資料というわけではないので提示することは可能と思われますが、一度検討します。

質疑：１－（１）について、毎月できるだけ早く申請書類を提出することを心がけてはいますが、申請のための土地分筆登記や土地改良区地区の除外手続きでどうしても締切ぎりぎりになってしまうことがあります。この点についてはいかがお考えでしょうか。

応答：申請書類が完全に揃っていなくても、事前に内容を聞いていれば申請地の場所の確認や許可の見込みが判断できるので、概ね申請内容がわかるような資料を事前に見

させていただきたい。

質疑：愛知県農政課より、分家住宅建築のための農地転用許可申請の際にも融資証明等の資金証明書の添付を要求することになると聞きましたが実際のところはどうですか。

応答：豊橋市としては愛知県からそのような正式な要請はまだ受けていません。しかし、他の市町では分家住宅の申請の際も資金証明の添付を要求しているところがあるのは把握しています。正式な通知があった際には早急に周知致します。

質疑：地目について、資産税課の管理する課税地目と農業委員会の地目認定に相違があるときがありますが、両者はリンクしていないのでしょうか。

応答：農業委員会としては実際の現況地目が農地であれば農地扱いをしています。資産税課は毎年１月１日時点で評価していますが、農業委員会との評価時期にタイムラグがあるため両者間で相違する場合がある可能性もあります。あくまで現況が農地であれば事業をする際には農地転用許可が必要になります。

質疑：農振除外の手続きには農地転用の許可を含め全体で約９カ月かかっていますが、これを６カ月程度に圧縮することはできませんか。

応答：処理期間については縦覧期間等が明確に定められているので圧縮することは困難です。できるとすれば最初の現地調査依頼の受付期間を短くする程度しかありません。

質疑：農振地域において、申請者によって除外ができる人とできない人で不公平があるように感じるのですがいかがでしょうか。

応答：農振除外は個人の希望は勘案していません。農用地以外を所有しているのであればまずそこを利用していただくことになっています。例えば住宅を建築する際の土地選定理由で、標高が低いために非農用地を候補から除外して農用地に建築したいという方がいますが、これも除外の理由とはしていません。

質疑：農業大国の豊橋市として農業をシンボル的に他にＰＲしたり、他県の農家さんに豊橋市に移住して農業を盛り上げてもらうような施策はしていますか。

応答：新規就農に対しては助成制度があります。しかし農地法第３条許可の基準に必要な農地面積（所有農地と申請農地を合わせて５，０００㎡以上）があること等なかなか厳しい条件があるのも事実です。

質疑：新規就農の入口としてはどうですか。

応答：毎年３条許可を受けての新規就農だけで４～５件は案件が来ています。

■農業委員会からの質問と行政書士会の回答

農業委員会：例えばですが、仮に書類提出の締切が早まったり、遅らせたりすることについてはどのような影響が出るでしょうか。

行政書士会：現状でも土地改良区の地区除外手続きから意見書交付までで相当な時間を要し、かなりタイトなスケジュールで進めているので、現在より締切を早めることは避けていただきたい。締切期日変更の計画があるのでしょうか。

農業委員会：愛知県下でも３・４・５条の申請締切日を統一している自治体もあるので、変更も検討しています。

⑥ 閉 会 企画担当副支部長 青山 貴洋

写

28豊農委第119号
平成28年9月27日

愛知県行政書士会東三支部
支部長　市川　雅敏　様

豊橋市農業委員会
会長　杉浦　利晴

要望事項について（依頼）

本市の農地行政の推進につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、別紙のとおり取りまとめましたので、なお一層のご協力をいただきますよう周知徹底方よろしくお取り計らいください。

別紙

要 望 事 項

1　共通事項について

（1）　許可申請にあたっては、あらかじめ農業委員会事務局担当者と相談のうえ、余裕をもった申請書の提出をお願いします。

　特に申請書受付締切日に新規の申請書を提出するのは控えてください。

（2）　農業委員会事務局の年間スケジュールをよく確認し、担当者が会議等で不在であることがあらかじめ知ることのできる日は、事前に担当者と時間を調整して来局してください。

（3）　許可書、受理書等を委任状で受領する場合は、申請者にその事務手続き等について十分説明し、申請者が重複して来局することのないようにしてください。

（4）　申請書、届出書等の住所、氏名（読み方）、年齢、職業等の内容は本人に確認してください。

（5）　申請書、届出書等の現況地目、利用状況欄は、現地を十分調査確認の上記載してください。

（6）　申請代理人で申請する場合は、平成２０年３月１４日付けの「行政書士等の代理人による許可申請手続きについて」の通知により、委任状を添付してください。県知事許可事案及び現況証明には、副本にも委任状の写しを添付してください。また、担当者氏名及び連絡先を明記してください。

（7）　許可申請、現況証明及び農地法第４条第１項第８号確認願等においては、申請地等の境界表示を明確にしておいてください。

（8）　農地審査会は、原則として、申請当事者に出席を求めますが、やむを得ず代理人が委任状で出席する場合、被委任者は同一案件で、受人と渡人とを同時に兼ねることは出来ません。

（9）　農地審査会の開始時刻になっても参集されない申請者等が見受けられますので、　日時、場所を確実に伝えてください。

2　３条許可申請について

（1）　申請時には、申請地及び所有地の現況が農地であること（全体が農地として取り扱われていること）が許可の条件ですが、現状把握の不十分な申請が見受けられますので、許可申請書提出前に現地確認を行うなど対処してください。

　なお、所有農地の一部に２アール未満の農業用施設等がある場合は、「農業用施設等申出書」を申請書に添付してください。

（2）　賃借権設定の場合は、賃料を明記してください。

（3）　許可申請書の３．権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細欄は、譲渡人、譲受人のそれぞれについて、理由を具体的にわかりやすく記載してください、

（４）　農地法第３条許可申請書＜農地法第３条第２項第７号関係＞「7 周辺地域との関係」の欄は、作付する作物、地域への影響、及び適合事項等を記入してください。

（５）　譲受人の所有農地が市外に有る場合は、案内図の添付をお願いします。

３　４・５条転用許可等申請について

（１）　転用目的が分家住宅の場合は、土地所有者からみた転用者との続柄を余白に明記してください。（例えば「長男の二男」「長男の養子」等）

（２）　農地法第４条許可申請書中 3.転用計画（1）転用事由の詳細、また、農地法第５条許可申請中 3.転用計画（2）権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細欄は、理由を詳細かつ具体的に記載してください。

（３）　受人が共有の場合は、持分を十分確認のうえ申請してください。特に市街化区域内の転用届出では、受理後すぐに持分変更のための取り消し再申請をする案件が見受けられます。

（４）　転用目的が駐車場又は資材置場の場合は、事業計画書の「1. 今回申請の転用計画等」の「(4) 申請地の面積(規模)を必要とする理由」欄を具体的に記載し、「2. 申請事業者の概要及び現施設等の状況」欄及び添付書類の利用計画図と一致するようにしてください。なお、利用計画図には車両の台数、資材の種類を記載してください。

（５）平成２４年４月１日以降に農地転用が許可された案件は、原則として、完了報告書の提出が許可の条件となっています。転用に係る工事が完了した後、２週間以内に完了報告書を提出してください。なお、申請代理人が提出する場合は、あらかじめ委任状に「許可後の進捗状況報告及び完了報告に関する権限」を記載してください

（６）　駐車場、資材置場の農地転用許可に係る工事完了報告書には、駐車車両、保管資材が確認できる写真を添付してください。

（７）申請に係る農地が土地改良区の区域内にある場合には、当該土地改良区の意見書を添付し、非受益地の場合は、「7. その他参考になるべき事項」の欄に“○○土地改良区受益地外　平成○○年○月○日確認済“と記載をしてください。

（８）農地種別の相談・問い合わせについては、現地を確認しないと回答出来ない場合があります。

なお、現地確認をしない場合は、場所的見込みについての回答となります。